

令和4年度第7回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月27日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター3Bクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

2番	原	恵子	3番	秋山	啓治
----	---	----	----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議案

第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それでは、皆さんおはようございます。10月20日に打越の鉄砲田で稲刈り体験がありました。幼稚園・保育園が3園来て、にぎやかに開催したのですが、農ある暮らしを広める会のメンバーが応援に来てくださいました。田んぼは相変わらずぬかるんでいて、町職員の方は子どもを抱えて稲刈りさせていました。大変お疲れ様でした。これから脱穀、精米と作業があると思いますが、よろしく願いいたします。

令和4年度第7回の総会を開催したいと思います。出席委員はで12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第7回総会の議事録署名委員につきましては、2番原恵子委員、3番秋山委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

一 報告事項（1）朗読 一

それでは説明いたします。

No. 1からNo. 3まで同一の案件であるため、併せて説明いたします。本件は、令和5年12月31日までを期間として、農地中間管理機構である神奈川県農業公社を間に入れた利用権設定を受けていましたが、合意解約に至ったため、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。

No. 1については農業公社から賃借人への賃借について解約を行うもので、No. 2及びNo. 3の農地については農業公社から地権者へ返却します。残る釜野の農地については、引き続き農業公社が賃借を継続し、賃借人を探します。

No. 1の解約の理由についてですが、賃借人の住所が他県へ移ったことにより二宮町内の営農面積は縮小していく方針となったため、関係者間で合意に至りました。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

一 議案第13号朗読 一

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。
野谷茂委員、お願いします。

【委員】

10月13日に借受予定者立ち合いのもと、山西・川勾地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の北殿に位置する農用地区域の農地で、面積は768㎡です。

借受予定者は町内で初めて利用権設定を行います。営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われれます。以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第13号について、補足説明いたします。

No. 1及び2については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第13号関係資料をご覧ください。No. 1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから5ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No. 2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、6ページから11ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、位置図は12ページ、公図は13ページに添付しております。

利用目的は、カボチャ等の露地野菜を作付けする予定とのことで、新規の申請となっております。

借主については、平成30年度に大磯町で就農しており、現在借主が耕作する大磯町内の農地については、大磯町農業委員会において発行された耕作証明により、適切に耕作されていることが確認できるため、特段問題はないと思われれます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

それではこれよりお諮りします。議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手多数でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時42分閉会